

(平成24年10月16日制定)

静岡市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 市議会及び市議会議員(第3条—第5条)

第3章 市民と市議会(第6条—第8条)

第4章 市長等と市議会(第9条—第11条)

第5章 議会運営(第12条—第14条)

第6章 市議会体制(第15条—第17条)

第7章 雑則(第18条・第19条)

附則

静岡市議会は、地方自治制度における二代表制の下、議員の合議体である議会が担う役割と責任がますます増大する時代にあつて、市の執行機関への監視機能及び政策形成機能を効果的かつ効率的に果たすとともに、市民に開かれた議会の実現に向けて、議会改革を実行してきたところである。

しかしながら、著しく変化する社会、経済情勢においては、議会の基本的な理念、議会及び議員の活動方針並びに市民と議会、市の執行機関と議会との関係等を明らかにし、その役割及び責務を十分に果たし、市民の負託に全力で応えるため、市民との協働により、更に市民に開かれた議会へと変革し続けることが求められている。

そこで、静岡市議会は、このような時代の要請を重く受け止め、議員一人ひとりが、住民に選ばれた代表者として公正かつ誠実に行動し、常に議会のあり方を見極め、「市民が心から愛し、誇りに思う静岡」を後世に引き継ぎ、また、大規模地震等の災害対応については、議会として迅速かつ的確に行動し、もって、市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定め、市議会がその役割及び責務を果たすことにより、市民に開かれた市議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市議会は、市の唯一の議決機関、市の執行機関に対する監視機関並びに政策立案及び政策提言をする機能を有する機関として、市民の意見を市政に反映させるため、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

第2章 市議会及び市議会議員

(市議会の活動原則)

第3条 市議会は、静岡市自治基本条例(平成17年静岡市条例第1号)第17条に規定する市議会の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 充実した審議及び討論を行うこと。
- (2) 議会運営における公正性の確保及び透明性の向上を図ること。
- (3) 市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 不断の議会改革に取り組むこと。

(市議会議員の活動原則)

第4条 市議会議員は、静岡市自治基本条例第18条に規定する市議会議員の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の意見の的確な把握に努めること。
- (2) 政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。
- (3) 自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること。
- (4) 自らの資質の向上に努めること。

(会派)

第5条 市議会議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、所属の市議会議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

第3章 市民と市議会

(市民との関係)

第6条 市議会は、市民との協働による開かれた市議会の実現に努めるものとする。

- 2 市議会は、市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めるものとする。
- 3 市議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を理解するために、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 4 市議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

(広報の充実)

第7条 市議会は、市議会に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を活用することにより、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

(会議等の公開)

第8条 市議会は、市議会の会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(第14条において「会議等」という。)を原則公開するものとする。

2 市議会は、議会活動に関する資料を積極的に公開するよう努めるものとする。

第4章 市長等と市議会

(市長等との関係)

第9条 市議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と緊張ある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たしていくものとする。
(資料の要求)

第10条 市議会は、市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。
(議決事件)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

第5章 議会運営

(議会運営)

第12条 市議会は、公正性を確保し、かつ、透明性の向上を図るとともに、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。

2 市議会は、議長及び副議長の選出について、その過程を明らかにするものとする。
(委員会活動)

第13条 委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

2 委員会は、特定の地域の住民に関係が深い事案又は当該住民の関心の高い事案について審査しようとするときその他必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

(質問又は質疑等)

第14条 市議会議員は、会議等において質問又は質疑(以下この条において「質問等」という。)を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にするとともに、市民に分かりやすい方法で行うものとする。

2 市長等は、会議等における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第6章 市議会体制

(市議会の機能の強化)

第15条 市議会は、市長等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する市議会の機能の強化に努めるものとする。

(議会改革の推進)

第16条 市議会は、議会改革を推進するとともに、市議会の活性化を図るため、議長が必要と認めるときは、市議会議員で組織する議会改革推進会議を設置することができる。

(議会事務局等)

第17条 市議会は、市議会の機能の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 市議会は、市議会議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第7章 雑則

(他の条例等との関係)

第18条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第19条 市議会は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成25年2月21日制定)

岡山市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の役割等（第3条―第7条）

第3章 市民との関係（第8条―第10条）

第4章 市長等との関係（第11条―第13条）

第5章 議会運営（第14条―第18条）

第6章 議会の機能強化（第19条―第23条）

第7章 その他（第24条・第25条）

附則

わたしたち岡山市議会は、多様な歴史、文化及び地勢に富んだ地域で構成される政令指定都市の議会として、広範な市民の意見を市政に反映させていく使命を担っている。

日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、その持てる立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能等の権能を十分に発揮し、自由かつ達な議論を通して、最良の結論を導き出す役割を果たさなければならない。

ここに、わたしたち岡山市議会は、このような使命と役割を自覚するとともに、地方自治の本旨にのっとり、不断の努力の下、市民に信頼され市民に開かれた議会を目指し、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、前文に規定する使命、役割及び決意を踏まえ、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会と議会を構成する議員の役割と責務を明確にし、もって市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

（条例の遵守等）

第2条 議会及び議員は、この条例を遵守して議会運営を行わなければならない。

2 議会及び議員に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃しようとするときは、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

第2章 議会及び議員の役割等

（議会の役割及び活動原則）

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担う。

(1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行うこと。

(2) 市長その他の執行機関及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視及び評価を行うこと。

(3) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、市政の課題に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言等を行うこと。

(4) 意見書、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 市民の代表にふさわしい充実した審議及び審査並びに討議を行うこと。

(2) 市民からの信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性及び透明性を確保すること。

(3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。

(4) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすこと。

（議員の責務）

第4条 議員は、市民の代表者としての品位を保持し、能力の向上に努めるとともに、市民の意見を的確に把握し、広い視野から情報収集を行い、市民全体の利益を勘案して職務を行わなければならない。

（議員の役割及び活動原則）

第5条 議員は、選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関である議会の構成員として、主に次に掲げる役割を担う。

(1) 本会議及び委員会（以下「会議」という。）に出席し、議案等の審議及び審査等を行うこと。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、市政の課題に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言等を行うこと。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 市政全体を見据えた視点に立って、的確な判断を行うこと。

(2) 様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たすこと。

（議員の政治倫理）

第6条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、政治倫理の向上と確立に努めるものとする。

（会派）

第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。

2 会派は、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図る。

3 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言等のために調査研究を行う。

4 会派は、その活動を市民に対し説明するよう努めるものとする。

第3章 市民との関係

(市民参加の促進)

第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たすよう努めるものとする。

3 議会は、市民の意見及び知見を審議、審査又は調査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等を活用するものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、誠実に対応するものとする。

(広報及び広聴)

第9条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信並びに市民の意見の把握に努めるとともに、議会の広報及び広聴の内容及び在り方について不断に検証するものとする。

(会議等の公開)

第10条 議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参加することができるよう、傍聴、インターネットその他の方法で会議を公開するものとする。

2 議会は、公開した会議で使用した資料及び会議録を公開するものとする。

第4章 市長等との関係

(市長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、自らの役割を最大限に発揮するよう努めるものとする。

(議会への説明等)

第12条 市長等は、重要な計画、政策、施策又は事業（以下本条において「計画等」という）を作成し、又は変更しようとするときは、その計画等の論点を明確にすること及び水準を高めることに資するため、議会に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう努めるものとする。

- (1) 計画等の背景及び検討経緯
- (2) 市民参画の実施の有無及びその内容
- (3) 総合計画及び法令との整合性
- (4) 収支見通し

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するよう努めるものとする。

3 市長等は、議会から市政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び市政について説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとする。

4 市長等は、予算の調製又は計画等の作成若しくは変更に当たっては、関連する決議

に含まれる議会の意見表明及び政策提言の趣旨を尊重するものとする。

(議決事件)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定める。

第5章 議会運営

(議会運営)

第14条 議会は、公正、公平かつ円滑な議会運営に努めなければならない。

2 議会運営に関わる事項については、この条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。

(議員間討議)

第15条 議員は、言論の府である議会の権能を發揮し、政策立案及び政策提言等を積極的に行うため、会議において、議員相互間の討議に努めるものとする。

(委員会)

第16条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会を置く。

2 常任委員会は、その所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行い、議案等を審査する。

3 議会運営委員会は、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するため、議会の運営に関する事項等について調査を行い、議案等を審査する。

4 特別委員会は、その目的、委員の数、設置する期間を明確にして、特定の付議事件を審査する。

5 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は、誠実に対応しなければならない。

(質疑応答の基本原則)

第17条 議員は、質疑し、又は質問しようとするときは、議案及び市政の課題等について、市民に対して論点及び争点が明らかになるよう努めなければならない。この場合において、答弁を行う者は、誠実に対応しなければならない。

2 会議における質疑応答については、わかりやすく効果的な方法により行うものとする。

3 答弁を行う者は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

(会期)

第18条 議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、十分に審議を尽くすことができる会期を定める。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第19条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策立案及び政策提言等に関する機能を強化するものとする。

(専門的知見の活用)

第20条 議会は、議案の審議及び審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者等を積極的に活用するものとする。

2 議会は、前項の専門的事項に係る調査のために必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会事務局の機能強化)

第21条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

(議会図書室の機能強化)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

(議会改革の推進)

第23条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、情報通信技術の進展も視野に入れ、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の規定による取組を行うため、議員で構成する検討組織を設置することができる。

第7章 その他

(議員定数等)

第24条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務活動費、議員報酬及び費用弁償に関しては、別に条例で定める。

(条例の見直し)

第25条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、この条例の施行の状況について検討を加えるとともに、必要に応じて条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年2月26日制定)

札幌市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会（第2条—第11条）

第3章 議員（第12条—第14条）

第4章 市民との関係（第15条—第17条）

第5章 市長等との関係（第18条—第21条）

第6章 議会の機能強化及び議会改革（第22条—第25条）

第7章 政治倫理（第26条）

第8章 議会事務局等（第27条・第28条）

第9章 他の条例等との関係等（第29条・第30条）

附則

札幌市議会は、極限の北の大地において言語に絶する困難の連続にも屈しなかった先人たちの偉業を受け継ぎ、これからの道都札幌の誇りある歴史を刻んでいくために、ここに今、自らが果たすべき役割を強く自覚するものである。

札幌市は、北方圏ならではの豊かな自然の恵みや文化などの資源を基盤として、一人ひとりの創造性を生かした先進的な取組により、世界に誇り得る都市として飛躍的な発展を遂げてきた。

こうした先人たちによる豊かで、かつ、厳しい自然との共生や戦いの歴史の中で連綿と培われてきた寛容かつ進取の気風を大切に、本市議会は、少数意見も尊重した議会運営や、他の地方議会に先駆けて議会の傍聴を完全に自由化するなど積極的な公開を行うとともに、請願及び陳情を随時受け付け、その審査に際し提出者からの説明の機会を設けるなど、開かれた議会の実現に向けて、これまでも先進的かつ積極的な取組を進めてきたところである。

近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するという地方分権社会への転換が進められている。市政課題が複雑高度化する中で、本市議会が、多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として、市長その他の執行機関に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言など議会が果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、本市議会のこうした伝統を重んじながら、一方で、災害時における議会の役割を踏まえるなど、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を併せ持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない。

よって、札幌市議会は、市民、市議会及び市長、この三者の関係の中で、本市議会及

び本市議会議員が果たすべき役割等を明確化し、これを市民と共有することを通して、市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、地方自治の本旨である市の発展及び市民福祉の向上に寄与することを誓い、本市議会における最高規範たるこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制における札幌市議会（以下「議会」という。）及び札幌市議会議員（以下「議員」という。）の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に基づき、市の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会

(議会の役割)

第2条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案、請願及び陳情等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮すること。
- (2) 多様な市民意見を十分に把握した上で、市民の代表として公正かつ公平な議論、審議、審査等をし、意思決定を行うこと。
- (3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、市民への説明責任を果たし、積極的に情報公開を進めること。
- (4) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

(交流及び情報交換の推進)

第4条 議会は、議会活動の成果をより高めるため、他の地方公共団体の議会と交流し、相互に情報交換を図るよう努めるものとする。

(災害時の議会の役割)

第5条 議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要予算を迅速に決定し、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

(議員定数)

第6条 議員定数については、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能の確保を考慮するとともに、多様な市民意見を市政に反映させるための適切な人数を確保するという視点等を踏まえて、別に条例で定める。

(議長及び副議長の役割)

第7条 議長は、その職務として、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会事務をつかさどり、及び議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行うものとする。

2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用する。

(本会議)

第8条 定例会及び臨時会（以下「本会議」という。）は、議員全員で構成し、議会の最終的な意思決定を行う。

(委員会)

第9条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を設置するとともに、必要に応じて特別委員会を設置する。

2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）は、その設置目的に沿う機能が発揮されるように運営されなければならない。

(本会議及び委員会の運営)

第10条 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、議会活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員平等の原則にのっとり民主的で円滑な運営を推進するものとする。

2 議員は、議案及び市政の課題等について、その論点が市民にとって明らかになるよう質疑又は質問（以下「質疑等」という。）を行うものとする。

3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、議員の質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

(議員報酬)

第11条 議員報酬及び議員の期末手当については、市政課題等の複雑高度化に対し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境を整備するという視点等を踏まえ、別に条例で定める。

第3章 議員

(議員の活動原則)

第12条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 多様な市民意見と市政の課題を的確に把握し、市政全体を見据えた広い視点及び

長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。

- (2) 自らの議会活動及び議会における意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること。
- (3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研さんに努めること。
- (4) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員相互間の討議を活発に行うこと。

(会派)

第13条 議員は、政策の決定及び形成に資するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策の立案、提言等を主体的に実施するものとする。

(政務活動費)

第14条 会派(所属議員が1人の場合を含む。)は、議会の活性化を図るため、政務活動費を活用して、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能の強化に取り組むものとする。

2 政務活動費については、その使途の透明性を確保しなければならない。

3 政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

第4章 市民との関係

(市民参加)

第15条 議会は、市民の意見を議会活動に反映することができるよう、次に掲げる方法その他の方法により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。

- (1) 公聴会及び参考人の制度等の活用を努めること。
- (2) 請願及び陳情が提出されたときは、公正かつ公平に処理すること。
- (3) 請願及び陳情の審査に際し、原則として、その提出者の意見を聴く機会を設けること。

(広報及び広聴の充実)

第16条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報発信手段を用いて、議会活動について積極的な広報を行うものとする。

2 議員又は会派は、議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握するものとする。

(本会議及び委員会の公開)

第17条 議会は、本会議及び委員会を原則公開し、必要な資料を市民に配布するとともに、市民が傍聴等をしやすい環境の一層の充実に取り組むものとする。

2 議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにするものとする。

第5章 市長等との関係

(市長等との関係)

第18条 議会は、二元代表制の下、市長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市の発展及び市民福祉の向上のために活動するものとする。

(議会への説明等)

第19条 市長等は、計画、政策、施策又は事業(以下「計画等」という。)を立案し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にし、かつ、水準を高めるため、計画等の内容に関する必要な資料を作成し、議会へ適時適切な報告を行うものとする。

(監視及び評価)

第20条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(政策の立案及び提言)

第21条 議会は、議員提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

第6章 議会の機能強化及び議会改革

(議会の機能強化及び議会改革)

第22条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を強化するとともに、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

(議決事件の拡大)

第23条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、市民の負託に応える市政運営を実現できるよう、別に条例で定める。

(専門的知見の活用)

第24条 議会は、本会議等における審議の充実、政策の立案及び提言機能の強化並びに政策の効果の評価に資するため、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

2 議会は、必要に応じて専門的知見を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(検討組織の設置)

第25条 議長は、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置することができる。

第7章 政治倫理

第26条 議員は、市民の負託に応えるため、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うしなければならない。

第8章 議会事務局等

(議会事務局)

第27条 議会は、自らの政策の立案及び提言機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化を図るものとする。

(議会図書室)

第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置するとともに、充実強化し、一般の利用にも配慮するものとする。

第9章 他の条例等との関係等

(最高規範性)

第29条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(条例の見直し)

第30条 議会は、この条例の施行後、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月19日制定)

堺市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の権限（第2条―第6条）

第3章 政策審議（第7条―第9条）

第4章 議会運営（第10条―第13条）

第5章 補佐機関（第14条―第16条）

第6章 広報及び広聴（第17条）

第7章 研修（第18条）

第8章 市民参加（第19条―第22条）

第9章 情報公開（第23条・第24条）

第10章 質疑質問（第25条―第27条）

第11章 議員の身分及び待遇（第28条―第30条）

第12章 条例の見直し等（第31条―第33条）

附則

堺市は、中世において世界的にも先駆をなす自治都市を形成したという住民自治の発祥を誇りとしている。

その系譜を受け継ぎ全国初の政治倫理条例を制定した私たち堺市議会は、日本国憲法に規定された地方自治の本旨に基づき、直接選挙で選ばれた市民の代表である市議会議員によって構成される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担う住民自治の要である。

一方、二元代表制のもと、同じく直接選挙で選ばれた市長は、議会に比べて多くの権限を有し、市政における役割はおのずと異なる。しかし、市議会と市長とは、互いに健全な緊張関係を保ちながらも、独立対等な立場で、多くの市民の多様な意見を市政に反映し、これを運営する責務を負っている。

今日の地方分権時代の到来により、地方自治体の役割と責任が拡大し、市民の行政需要が増大する中で、本市議会は、議会の活動に関する様々な情報を積極的に発信し、これを市民と共有するとともに、多くの市民の市政への参画を推進することにより、市民にとってより身近で開かれた議論の場としての役割の強化及び充実に努めなければならない。

よって、本市議会は、市民から負託された期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、議会の権能をさらに高めていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもと、議会及び議員の役割、責務及び活動原則を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民に身近で開かれた議会を創造し、もって市民福祉の向上及び市政の持続的発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会の権限

（議会の役割及び責務）

第2条 議会は、二元代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
- (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

（議会の活動原則）

第3条 議会は、前条各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市民との意見交換等を通じて、多様な課題の解決に取り組むこと。
- (3) 議会活動について、市民に説明し、情報公開を行うこと。
- (4) 議会の役割に鑑み、継続的な議会改革に取り組むこと。

（議員の役割及び活動原則）

第4条 議員は、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を把握し、市の政策立案及び提言に適切に反映させること。
- (2) 市政に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること。
- (3) 市民に対し、自らの議会活動について、わかりやすく説明すること。
- (4) 議員としての資質を向上させるよう、常に研さんすること。
- (5) 議員として、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

（会派）

第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、議員の集団として会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、提言等に関し、会派間で調整を行い、議会における合意形成に努めるものとする。

（議決事件及び報告案件の拡大）

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件及び議会へ報告すべき案件については、別に条例で定める。

第3章 政策審議

(市長等との関係)

第7条 議会は、二元代表制のもと、市長等と独立対等な立場で、緊張関係を保ちつつ、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(資料の提出等)

第8条 市長等は、議員から議案審議等に必要な資料の提出又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとする。

(政策立案及び政策提言)

第9条 議員は、会派等の枠を超えて、積極的に政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。

第4章 議会運営

(議長及び副議長)

第10条 議長は、議会の代表者として、中立で公平な立場においてその職務を行い、民主的かつ公正な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の秩序を保持し、円滑な議事運営に努めるものとする。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

(会期等)

第11条 議会は、議会審議の公正性及び透明性を確保するため、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、必要な審議日数を適切に確保し会期を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第12条 委員長は、委員会の円滑な議事運営に努めるものとする。

2 委員長は、市政の課題及び市の事務に関する調査並びに付託された事件の審査（以下この条及び次条において「調査及び審査」という。）を行う委員会の特性を發揮させるよう努めるものとする。

3 前2項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合に準用する。

(委員会)

第13条 委員会は、調査及び審査を自主的かつ自立的に行うものとする。

2 委員会は、調査及び審査を充実させるため、必要に応じて委員間討議を行うものとする。

3 委員会は、市民の意見を把握するため、公聴会及び参考人制度の活用を努めるものとする。

4 常任委員会は、その有する専門性を見地から調査及び審査を行うものとする。

5 特別委員会は、その設置目的及び委員の数を明確にし、効率的に調査及び審査を行うものとし、政策の立案又は提言を行うことができる。

6 議会は、特別委員会が、その設置目的を達成した場合においては、速やかにこれを改組し、又は廃止するものとする。

第5章 補佐機関

(専門的知見の活用)

第14条 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

(議会事務局の機能強化)

第15条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会の機能を充実させるため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実強化)

第16条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に役立てるため、必要な資料等を収集保管し、議員に積極的な情報提供を行うなど議会図書室の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の市民等の閲覧利用に配慮するものとする。

第6章 広報及び広聴

第17条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、積極的な広報に努めるものとする。

2 議会は、市政の課題に関する市民の様々な意見を把握するため、多様な手段を活用し、広聴の充実に努めるものとする。

第7章 研修

第18条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

2 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるため、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。

第8章 市民参加

(市民参加の促進)

第19条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

(公聴会及び参考人制度の活用)

第20条 議会は、本会議において、市民の意見及び知見を審議に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めるものとする。

(請願及び陳情)

第21条 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案又は意見と位置づけ、適切に処理するものとする。

2 議会は、請願及び陳情の提案者から申出があったときは、当該提案者の意見を聴く機会を設けることができるものとする。

3 議会は、採択した請願のうち市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に送付した後、その処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。

(議会報告会)

第22条 議会は、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を通して多様な課題の解決に取り組むために、議会報告会を開催するものとする。

第9章 情報公開

(会議の原則公開)

第23条 議会の会議は原則として公開し、会議で用いた資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

(賛否の公表)

第24条 議会は、会議結果を公開し、予算、決算等の重要な議案について、会派等の賛否を公表するものとする。

第10章 質疑質問

(議員間討議)

第25条 議員は、議員相互間の自由かつ活発な討議を通じて議論を尽くし、合議制機関としての議会の役割を果たすものとする。

(質疑及び質問の方法)

第26条 本会議における議員の質疑及び質問の方法は、市政の課題に対する論点及び争点を明らかにするために、一問一答の方法若しくは一括質疑質問一括答弁の方法のいずれかの方法又はこれらを併用した方法によって行うことができる。

(市長等の趣旨確認のための発言)

第27条 市長その他の答弁者は、議員の質疑又は質問に対する答弁を的確に行うことができるよう、議長又は委員長長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第11章 議員の身分及び待遇

(政治倫理)

第28条 議員は、常に高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動することを通じて、市民との信頼のきずなを深め、その職責を果たすことによって、市勢の発展のために尽力しなければならない。

2 前項に規定するほか、議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。

(議員定数及び議員報酬)

第29条 議員定数については、議会の責務を果たすため必要とされる議員数を検証するとともに、各選挙区において選出される議員一人当たりの人口の格差にも十分に配慮し、別に条例で定める。

2 議員報酬については、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市政の現況及び市民生活など社会経済情勢等の変化を踏まえ、別に条例で定める。

(政務活動費)

第30条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に充当できるものとし、厳正に

活用するものとする。また、その支出に関しては、使途を明らかにし、支出の透明性を確保するため、支出に関する証拠書類を公開し、活動成果の報告に努めるなど適正に取り扱うものとする。

- 2 前項に規定するほか、政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

第12章 条例の見直し等

(議会改革推進組織)

第31条 議会は、議会の権能を高め、議会力の向上を図るため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

- 2 議会は、前項に規定する取り組みを行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。

(条例の見直し)

第32条 議会は、この条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて、不断の検証に努め、市民の意見、社会情勢その他状況の変化を踏まえ、必要に応じて、条例の見直しを行うものとする。

(他条例との関係)

第33条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。